

傷病手当金に関するQ&A



Q1.被保険者に自覚症状はないものの、検査の結果、「新型コロナウイルス陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されますか。

A1.傷病手当金の支給対象となり得ます。

Q2.事業所内で新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生したこと等により、事業所全体が休業し、労務を行っていない期間については、傷病手当金は支給されますか。

A2.傷病手当金は、業務災害以外の理由による疾病の療養のため、被保険者が労務に服することができないときに給付されるものです。そのため、被保険者自身が労務不能と認められない今回のケースでは、傷病手当金は支給されません。

Q3.被保険者に自覚症状がないものの、家族が感染し濃厚接触者になった等の事由において、被保険者が休暇を取得した場合には傷病手当金は支給されますか。

A3.傷病手当金は、業務災害以外の理由による疾病の療養のため、被保険者が労務に服することができないときに給付されるものです。そのため、被保険者自身が労務不能と認められない今回のケースでは、傷病手当金は支給されません。

Q4.傷病手当金の支給申請前に死亡した場合、その相続人から申請はできますか？

A4.就業日当たりの給与収入及び労務に服することができない期間等を適切に証明できる場合は、申請できます。

Q5.支給計算の具体例を教えてください。

A5.

○ 給与：1月分（14万円）	○ 就労日数：1月（20日）
2月分（14万円）	2月（20日）
3月分（10万円） 計38万円	3月（16日） 計56日
○ 療養のため仕事を休んだ日数：連続した10日間	

① 給与の合計額38万円÷56日＝6,786円（1日あたり）

② 6,786円×2/3＝4,524円

③（10日－3日【4日目より支給対象】）×4,524円＝31,668円

※一部給与が支払われている場合は、差額が支給されます

